

奈良県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇九号
- 三 道路の区域

区間		区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
後	前	B	A			
吉野郡下市町大字丹生（丹生川左岸丹生橋先）から 吉野郡下市町大字長谷六四〇番一先まで		八・〇 五三・八	三・三 五三・八	二、一五三 二	二、八七九 五	うち一般県道 赤滝五條線に 二、〇二七・ 六メートル重 用
		八・〇 五三・八	三・三 五三・八	二、一五三 二	二、八七九 五	うち一般県道 赤滝五條線に 四四〇・四メ ートル重用
		八・〇 五三・八	三・三 五三・八	二、一五三 二	二、八七九 五	うち一般県道 赤滝五條線に 二、一五三・ 二メートル重 用

